

【アメリカ】STEM 領域における女性の活躍推進に関する法律

2017年2月28日、STEM（科学・技術・工学・数学）領域における女性の活躍推進を図る法律が2件制定された。アメリカでは、既に1980年の「全米科学財団及び科学技術機会均等法」（P.L.96-516）で、全米科学財団（NSF）がSTEM領域における女性に対する教育機会の拡充、雇用促進を図る事業を進めることを規定している。今般制定された「女性の起業促進法」（P.L.115-6）は、全労働人口のうち女性が約半数を占める現在においても、STEM領域の専門職では女性の割合が25%以下であることを重視し、女性の起業を促進するプログラムをNSFが策定することを規定した。また、「INSPIRE 女性法」（P.L.115-7）は、航空宇宙局長官が、既存の教育プログラムを活用して特に女性及び女子生徒の航空宇宙領域に対する興味を触発する事業計画を策定し、連邦議会両院の関係する委員会に提出するよう規定するものである。

（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/255>

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/321>

【アメリカ】司法省・教育省によるトランスジェンダー保護指針の撤回

2017年2月22日、司法省及び教育省は、2015年及び2016年に両省から発出されていたトランスジェンダーの生徒を保護する指針を撤回することを連名で発表した。この指針は、教育における性差別を禁止する改正教育法第9編に基づき、公立学校でトランスジェンダーの生徒が自認する性のトイレや更衣室を使用することを認めるもので、法的拘束力はないものの、それに反する場合には連邦補助金が打ち切られる可能性もあった。これに対し複数の州が指針の無効を求める訴訟を起こすなど大きな問題となっていた。セッションズ司法長官及びデヴォス教育長官はこの発表に合わせた声明において、指針の法解釈は十分な分析に基づくものではなく、また制定時の手続にも問題があることを指摘した上で、この問題は、第一に、州及び各地方自治体が適切な方針を定め、決定すべき事項であると述べている。なお、声明では、生徒たちはいかなる差別、ハラスメント、いじめからも守られ、安全に教育を受ける権利があると述べている。

（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.ed.gov/news/press-releases/us-secretary-education-betsy-devos-issues-statement-new-title-ix-guidance>

【カナダ】先住民言語の保護をめぐる立法動向

カナダには、インディアンやイヌイットなど、固有の言語や文化、歴史的伝統を有する先住民が存在している。それら先住民の使用する言語は60余りに上るとされているが、先住民の世代交代や居住区での英語・仏語の普及などにより、先住民言語は、近年、絶滅の危機に瀕しているとも言われる。連邦議会では、現在、上院に議員提出の「カナダ先住民言語法」（Aboriginal Languages of Canada Act）案が付託されている（S-212：2015年12月9日提出、2016年3月から12月にかけて第2読会開催、2017年3月現在審議中）。同法案は、前文及び本則12か条から成り、先住民の権利と固有の言語を保護する観点から、先住民言語を公用語とし、教育機関及び放送等での使用を促進することなどを規定している。一方、トルドー首相も、これとは別に、2016年12月6日、先住民代表との対話集会において「先住民言語法」の制定方針を示した。首相は、内容について詳細を明らかにしていないが、今後、政府法案が提出される可能性もある。

（海外立法情報調査室・鈴木 滋）

・ “Aboriginal language bill promised, but the whole system needs an overhaul,” *Globe and Mail*, December.29, 2016.

【カナダ】児童の肥満防止策—食品の宣伝・販売等規制—

カナダでも児童の肥満が社会問題となっていることを受けて、2016年9月27日「児童健康保護法」(Child Health Protection Act)案(議員提出法案:S-228)が上院に提出された(同年10月から12月にかけて第2読会開催、2017年3月現在審議中)。同法案は、前文及び本則6か条から成る。前文は、肥満が児童の健康を損なうこと、不健康な食品や糖分過多の飲料などが市場に流通しており、児童の食生活が、それら食品の販売により悪影響を被っていることなどに言及している。一方、本則は、「食品及び薬品法」(Food and Drugs Act: R.S.C.,1985, c.F-27)を追加改正する内容である。主な規定として、第4条は、専ら児童を対象として、食品の包装、宣伝、販売を行うこと、イベントなどで宣伝目的の食品展示を行うこと、記念品を授与し、食品販売を促進することなどを禁じている。また、第5条は、食品の包装、宣伝、販売等が、法案で規定する禁止行為に当たるか判断する基準を規則で定めるとしている。

(海外立法情報調査室・鈴木 滋)

・ http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Private/S-228/S-228_1/S-228_1.PDF

【EU】コミトロジー規則の改正案

欧州委員会は2017年2月14日、コミトロジー手続を改正する規則案(COM(2017)85final)を公表した。コミトロジー手続とは、EU法の実施に当たり一律の条件が必要な場合に欧州委員会が採択する実施行為(実施規則や実施指令等)について、その案が加盟国の代表から成る委員会による審査手続又は諮問手続に付されるもので、欧州委員会の実施権限の行使を加盟国が統制するための仕組みとして設けられている。審査手続において反対意見が採決されれば欧州委員会は当該案を修正しなければならないが、賛否のいずれも必要な多数が得られない場合は意見表明なしとされ、決定は欧州委員会に委ねられる。改正案では、加盟国による統制と手続の透明性を確保するため、手続のうち上訴委員会について、採決では棄権者を除く者を投票の参加者とみなすこと、意見が決定されない場合、欧州委員会は閣僚レベルの会合の開催やEU理事会への意見照会を行うことができること、また、各加盟国の投票内容を公表することが提案されている。

(海外立法情報課・島村 智子)

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52017PC0085>

【EU】ロボット技術に関する法整備を求める欧州議会決議

欧州議会は2017年2月16日、ロボット技術に関する法整備を求める決議を行った。ロボット技術の開発が急速に発展する中、EUでもロボットの販売や関連技術に係る特許の出願数が年々増加している。高度な知的機能を有し自ら判断・行動する自律型ロボットが今後ますます普及していくことが見込まれることを背景として、決議では、ロボットの安全性や、ロボットが損害をもたらした場合の法的責任・損害賠償を確保する枠組み(強制保険制度やこれを補足するための基金の設置)等に関する指令案を提出するよう、欧州委員会に求めた。さらに、ロボット技術の開発や使用について、技術者、設計者及び利用者に対する倫理規定を定める指針を作成するよう求めている。その他、決議では、ロボット技術・人工知能を所管するEU機関の設置や、同技術に関する定義・類型を定め高度なロボットについて域内統一の登録制度を導入するよう求めた。

(海外立法情報課・島村 智子)

・ <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P8-TA-2017-0051+0+DOC+PDF+V0//EN>

【EU】オンラインコンテンツの域内利用に関する規則案

欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会は 2017 年 2 月 7 日、オンラインコンテンツの域内利用に関する規則案（COM(2015)627final）に合意した。規則案は、EU 加盟国に居住している者が有料で利用している音楽、映画、スポーツ中継、ゲーム等のオンラインコンテンツを、域内の他の国に一時的に滞在している際にも、自国にいる場合と同じように利用できるようにすることをコンテンツの提供者に義務付けるものである。近年 EU においても、携帯端末を利用したオンラインコンテンツの視聴が広がっているが、現在は、他の国に移動してこれらのサービスにアクセスすると、オンライン上で視聴できない、あるいは視聴が一部制限されることが多い。規則案により、域内では自国と同様に利用することが可能になる。利用に当たって、追加料金は不要とするが、利用者の居住国を確認することを条件とする。今後、欧州議会及び EU 理事会で正式に採択された後、2018 年前半の施行が目指されている。

（海外立法情報課・島村 智子）

・ http://www.consilium.europa.eu/press-releases-pdf/2017/2/47244654508_en.pdf

【イギリス】警察・犯罪コミッショナーの権限拡大

警察・犯罪コミッショナー（Police and Crime Commissioner）とは、2011 年警察改革及び社会的責任法に基づき、効率的で効果的な警察活動のために警察当局の責任を果たせることを目的に地域住民により選出される民間人で、直近では 2016 年 5 月にロンドンを除くイングランド及びウェールズの 41 地区で各 1 名選出されている。警察・犯罪コミッショナーは、各警察管区の最高幹部である本部長（Chief Constable）の任免権を持つ。2017 年 1 月 31 日、2017 年警察及び犯罪法（Policing and Crime Act 2017 c.3）が制定された。全 9 部 184 か条及び 19 の附表から成る同法において、警察活動と消防活動のより緊密な連携を図るため、これまで警察活動のみを所管していた本部長に消防活動の責任も持たせることが規定された。警察・犯罪コミッショナーはこれまでと同様に本部長の任免権を持つため、警察コミッショナーの権限が及ぶ範囲が、消防活動にも拡大されることとなった。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/3/contents/enacted>

【イギリス】男女賃金格差情報公開規則

イギリスでは、2010 年平等法（Equality Act 2010 c.15）によって性別や年齢等 9 つの理由による雇用条件等の差別が禁止されている。差別禁止に係る対策の一つとして、男女間の賃金格差情報の公開について規定する同法第 78 条を実施するため、その具体的な内容を定めた 2017 年男女賃金格差情報公開規則（The Equality Act 2010 (Gender Pay Gap Information) Regulations 2017 no.172）が 2017 年 2 月 6 日に制定され、4 月 6 日に施行された。同規則は、全 16 か条から成り、250 名以上雇用する企業に対して、平均時給や平均賞与支給額の男女差、賞与支給男女別割合等の情報を企業のウェブサイトで公開することを義務付ける。施行後最初の情報は、2018 年 4 月までに公開することと規定される。2010 年法制定後に新政権となった保守・自民連立政権は、企業の自主的な取組を促すキャンペーンを行ってきた。しかし、キャンペーンは賃金格差情報の公開に十分な効果がなかったため、今回規則を制定し、法的拘束力を持たせることとなった。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/172/contents/made>

【イギリス】子どもの貧困を削減する法案

2016年6月29日、子どもの貧困を減らすための削減目標値を定める法案（Child Poverty(Target for Reduction)Bill 2016-2017）が下院に提出された。同法案は、相対的貧困率（等価可処分所得が全子持ち世帯の中央値の6割未満しかない子持ち世帯の割合）を10%未満にするなどの4つの目標値の達成を国務大臣に義務付ける。これらは、もともと2010年子ども貧困法（Child Poverty Act 2010 c.9）で2020年度までに達成すべき目標値として規定されていた。法律に具体的な目標値を定める意義は大きかったが、同法制定後の総選挙で新政権となった保守・自民連立政権は、労働党が目標達成のために重視した所得再配分政策に批判的であったため、2016年福祉改革及び労働法（Welfare Reform and Work Act 2016 c.7）を制定して、2010年法から目標値を削除した経緯がある。同法案は、労働党議員からの提出法案で、2010年法の目標値を復活させようとするものであり、2017年3月現在下院で審議中である。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/childpovertyintheuktargetforreduction.html>

【フランス】自治体としてのパリの地位の改変

2017年2月28日、パリの法的地位を改変する法律が制定された。1964年以来、首都という特殊性を持つパリは地方自治体の最小単位「コミューン（市町村）」と上位の「県」の法的地位を同時に有し、議会は一つだが行政権限や予算は区別され、不合理性が課題であった。今回の法律により、2019年1月以降、パリは市町村と県を融合した「パリ市（Ville de Paris）」という独自の法的地位を有する単一の自治体となる。また、特に周縁部に位置する区の人口増加に伴い20の区の人口分布が変化し、区を選挙区として実施される議会選挙における「1票の格差」が拡大したため、規模の小さい中心部4区を統合した上で議員定数を再配分する。首都の警察活動は内務省直属の警視庁が管轄するが、道路交通や駐車等の管理等の日常的な業務は自治体への権限移譲として順次パリに移管されてきた。今回さらに、イベントの規制、国民身分証明書やパスポートの発行、住宅地や歴史的建造物の警備等が警視庁から新しいパリ市に移管される。

（文教科学技術調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/2/28/ARCX1617470L/jo/texte>

【フランス】山岳地帯における産業育成と自然保護のための法律

フランスはアルプスを始めとする多くの山岳を擁し、これらは観光・牧畜・鉱業・精密工業等の産業地帯であると同時に景観や生物多様性の保護政策の対象地域でもある。2016年12月28日、「山岳地域の現代化、発展及び保護のための法律」が制定された。同趣旨の立法は1985年以降行われておらず、今回改めて山岳地域に対する政策の方針や国と地域の関係が規定された。主な内容は以下のとおりである。①山岳地帯の特殊性を踏まえた固有の政策を行う。国家山岳委員会（CNM）等の関連組織の役割を規定する。②雇用と経済を支援する。観光地点に指定される市町村は、本来州や県に属する観光事業の権限を例外的に有し、独自に観光局を設置することができる。山岳地帯に多い季節労働者や兼業労働者の社会的保護を強化する。季節労働のための住居に関する規制を緩和する（空き家期間の賃貸等）。③山岳地帯の州立及び国立の自然公園の権限を強化する。各自然公園は憲章により「保護地域」を指定することができる。

（文教科学技術調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/12/28/ARCX1621141L/jo/texte>

【ドイツ】議会統制委員会による情報機関の統制の改善

連邦議会の議会統制委員会（以下「委員会」）は、連邦の情報機関（連邦憲法擁護庁、連邦情報局及び軍事防諜局）の活動を統制する。委員会は、その時々により重要なテーマを審議するほか、情報機関の体系的な統制を行う。しかし、委員会を支援する連邦議会の事務局の体制は十分でなかった。この状況を改善するために、議会統制委員会法が改正された（BGBl. 2016 I S. 2746, 2016年12月7日施行）。改正により、委員会の常任全権代理人が新設された（第5a条）。常任全権代理人として任命されるのは、裁判官資格を有する者又は上級公務員である（第5b条）。常任全権代理人は、委員会の指示の範囲で、その活動を全面的に支援し、他機関との調整等を行う。また、委員会を支援する連邦議会の事務局職員が増員された。当該職員は常任全権代理人を補佐する（第12条）。その他、情報機関の職員による委員会への内部不正の告発とその保護（第8条）、委員会による各情報機関の長に対する毎年の公開の聴取等が定められた（第10条）。（議会官庁資料課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/9040, 10069.

【ドイツ】トラック及びバスの運転士資格のための講習の適正化

トラック及びバスの運転士資格は、運転士資格法に定められている。当該職業に就くには、トラック又はバスの運転免許とは別に運転士資格が必要であり、当該資格の取得後は、更新のために5年ごとの講習受講（35時間）が義務付けられる。しかし、実際には、講習を適正に行わず、金銭と引換えに受講証明書を発行する教習所が相当数あった。今般、講習実施の監督を強化するために、運転士資格法が改正された（BGBl. 2016 I S. 2861, 2016年12月7日施行）。改正により、監督官庁は、講習の適正な実施に関して、教習所に対する抜き打ち検査を2年ごとに実施することを義務付けられた。2回連続で大きな問題が認められない場合には、検査は4年ごとに行われる。また、当該検査を効率的に行うために、教習所は、講習内容等を所管官庁へ届け出ることが義務付けられた（第7b条）。さらに、講習を適正に行わない教習所の講習実施の禁止（第7a条）、これらの規定に違反した場合の過料（第9条）等が定められた。（議会官庁資料課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/8183, 9851.

【ドイツ】年金生活への移行の柔軟化

ドイツでは、法定の年金受給開始年齢と定年が同じである。ただし、要件を満たせば、受給開始時期を早め又は遅らせることができる。様々な年金生活への移行を可能とするために、今般、公的年金保険法が改正された（BGBl. 2016 I S. 2838, 一部を除き2017年1月1日施行）。概要は、次のとおり。①定年に達する前に年金を受給する場合、従来1か月450ユーロまで（年間に2か月は900ユーロまで）（1ユーロは122円）の収入は、受給額に影響を与えなかった。改正により、年間6,300ユーロまでの収入は受給額に影響を与えないこととされ、収入が柔軟に考慮されるようになった。②定年後の収入は、受給額に影響を及ぼさない。定年後に働く場合には、従来、事業主は、雇用の公正を期すため、当該被用者の保険料の事業主負担分を納めていた。しかし、これは被用者の受給額を増やすものではなかった。改正により、被用者も任意で保険料を納めることが可能となり、事業主及び被用者負担分とも被用者の受給額を増やすものとされた。（議会官庁資料課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/9787.

【ロシア】欧州犯罪人引渡条約第 4 追加議定書の批准

2017 年 3 月 7 日連邦法第 23 号「欧州犯罪人引渡条約第 4 追加議定書の批准について」により、ロシア連邦政府は欧州犯罪人引渡条約（ECE）の第 4 追加議定書の批准を決定した。第 4 追加議定書は 2012 年に欧州評議会が策定したものであり、ロシア連邦は 2015 年に調印した。第 4 追加議定書の大きな特徴は、時効に関する規定の改正である。従来、ECE 第 10 条では犯罪人引渡しに関する請求国と被請求国のいずれかで時効が成立した場合には引渡しが認められないと規定されていたが、第 4 追加議定書により、時効は請求国の法にのみ従うと改正された（ECE 第 10 条第 2 項）。ただし、第 4 追加議定書によって新設された ECE 第 10 条第 3 項では、国内法等によって引渡しが明確に禁じられている場合には締約国は引渡しを拒否できるとの例外措置が規定されている。前述のロシア連邦法第 23 号もこの例外措置規定に従い、ECE 第 10 条第 2 項を履行しない権利を留保するとしている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201703070029.pdf>

【ロシア】対テロ戦参加軍人の身分秘匿

ロシアでは 1995 年 4 月 20 日連邦法第 45 号「裁判、法執行機関職員及び監督機関の保護について」（以下「公務員保護法」）及び 2004 年 8 月 20 日連邦法第 119 号「被害者、目撃者及びその他の裁判参加者の保護について」（以下「裁判参加者保護法」）により、法務関連公務員や裁判関係者を保護するための特例措置を定めている。具体的には、個人警護の提供、護身用武器の携行許可、当該者に関する情報の秘匿等である。政府が一時的に代替の住居や転職先を用意することもできる。2017 年 2 月 7 日連邦法第 7 号「公務員保護法及び裁判参加者保護法の改正について」では公務員保護法が改正され、法執行機関職員等だけでなく、ロシア軍の憲兵、対テロ戦に継続的に従事する軍人及び対外諜報機関の職員並びにそれらの家族が保護対象に含められた。ロシアはウクライナ及びシリアに軍事介入を行い、北カフカス地域での対テロ作戦も実施しているため、これらの活動に従事する軍人及び諜報機関員を保護することが目的であると見られる。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <https://rg.ru/2017/02/10/zashitsudey-dok.html>

【韓国】破産専門裁判所の新設

これまで韓国には、特定分野を専門に取り扱う裁判所として、家庭法院、行政法院、特許法院が置かれていた。今般、さらに企業倒産、個人再生（原語では「回生」）等を専門に取り扱う「回生法院」を新設するため、2016 年 12 月 27 日、「法院組織法」、「各級法院の設置及び管轄区域に関する法律」及び「債務者の回生及び破産に関する法律」の 3 法が改正された（2017 年 3 月 1 日施行）。現在、設置が決まっているのは、ソウル回生法院 1 か所のみであり、経過措置として、未設置地域の企業倒産等は、従来どおり地方法院が管轄する。また、管轄地域にかかわらず、債権者数が 300 人以上かつ債務額が大統領令で定める額（500 億ウォン（1 ウォンは約 0.1 円））以上の企業倒産事件の場合は、ソウル回生法院の管轄とすることができる。なお、外国倒産手続（外国法人により申請された破産手続等）の承認及び支援に関する事件は、原則としてソウル回生法院が管轄する。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1C6M0H9V2K2Q1E3D5K3Z5T0N2F6C0

【韓国】面会交流に係る民法改正

離婚等により子を直接養育しなくなった親（以下「非監護親」）と子が定期的に交流する権利を、面会交流権という。韓国では1990年の民法改正において、非監護親の面会交流権が明文化され（第837条の2第1項）、2007年の民法改正により、子にも面会交流権が認められた（第837条の2第1項）。しかし、非監護親が死亡等の理由により面会交流権を行使できなくなった場合に、非監護親の親族と子の交流が困難となる問題が生じていたため、2016年12月2日、非監護親の直系尊属（子の祖父母）に対し、子との面会交流を請求する権利を付与する民法改正が行われた（2017年6月3日施行）。今回の法改正により、非監護親が死亡、疾病、外国移住等のやむを得ない事情により面会交流権を行使できない場合に限り、非監護親の直系尊属が、子との面会交流を家庭法院（家庭裁判所に相当）に請求することが可能となった（第837条の2第2項）。家庭法院は子の意思、子と請求人の関係、請求の動機等を考慮し、請求の可否を決定する。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1U6M1L1Y1G5X1Z5E2D3C2N5X4P8G9

【韓国】3Dプリンティング産業振興法

3Dプリンティング産業（以下「3D産業」）の体系的な育成、支援等に係る法的根拠の整備を目的として、2015年12月22日、「3Dプリンティング産業振興法」が制定され、翌年（2016年）12月23日に施行された。同法は総則、3D産業の基盤造成、3D産業の利用者保護、補則の全4章（本則23か条及び附則）から成る。未来創造科学部（部は省に相当）長官による3年ごとの3D産業振興基本計画の策定（第5条）、3D産業振興のための専門機関の設置（第6条）、専門人材の養成・教育訓練（第7条）、関連技術開発の促進（第8条）、関連技術、サービス等の標準化の促進（第9条）、認証機関による品質認証（第10条）、国際協力・海外進出の促進（第12条）、創業支援のための総合支援センターの設置（第14条）等が規定された。また、3Dプリンティングサービスを提供する事業者に対しては、原則として同長官への事業者登録が義務付けられ（第15条）、3Dプリンティング技術を介した銃砲、刀剣等の危険物の製造は禁止される（第16条）。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y1R4E1A2W0R8O1J6G0L7A4B7E7V5R8

【中国】企業投資プロジェクト許可及び届出管理条例の制定

中国国内における企業の固定資産投資プロジェクトに係る行政手続等について定める「企業投資プロジェクト許可及び届出管理条例」が制定された（2016年10月8日国務院常務会議で可決、同年11月30日公布、2017年2月1日施行）。従来、所管官庁である国家発展改革委員会の制定した行政規則（2004年制定の企業投資プロジェクト許可暫定規則及び2014年制定の投資プロジェクト政府許可管理規則）によっていたが、今回立法レベルが1段階引き上げられた。同条例は全24か条から成り、近年重視されている行政簡素化の政府方針にのっとり、許可及び届出の対象、手続、管理監督、罰則等について規定している。国の安全や全国レベルの重要な生産戦略等に関係するプロジェクトは国務院の定めに従い許可制とし、それ以外は現地の省級政府への届出制とする。手続は全て、国が構築するオンラインプラットフォームを通じて一元管理し、迅速な処理を行うこととし、その処理期限も定められている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201612/20161200482314.shtml>

【中国】障害者教育条例の改正

中国では、障害者の教育を受ける権利の保障と障害者教育事業の発展を目的として、障害者保障法等に基づき、障害者教育条例（全 52 か条）が 1994 年 8 月 23 日に公布、施行されている。近年、教育政策を重視する政府の方針の下、障害者教育の環境整備も相当程度進んできたが、まだ十分な水準ではないとされ、障害者教育の更なる拡充に向けた法的基盤整備の一環として、2017 年 1 月 11 日、国務院常務会議で障害者教育条例が改正された（改正条例は同年 2 月 1 日公布、同年 5 月 1 日施行。全 59 か条）。改正条例では、国は教育において障害に基づくいかなる差別も禁止すること、就学前、初等中等、高等、職業、社会人の全ての教育段階で障害者が平等に教育を受ける権利を保障することが明記された。また、障害者教育の質の向上と必要な専門教員の確保、障害者と健常者の統合教育の推進、障害者に対する合理的配慮の義務化、通学困難な障害児童に対する在宅又は遠隔による義務教育の実施等が定められている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/xzfg/201702/20170200482742.shtml>

【中国】赤十字会法の改正

中国赤十字会は中国における赤十字の統一組織であり、赤十字会法（1993 年 10 月 31 日施行）を根拠法としている。近年、中国赤十字会は事業拡大の一方で運営の透明性不足が指摘され、また、赤十字を詐称したスキャンダルも発生し、組織規律と信頼性の向上が課題となっていた。そのような中で、中国赤十字会の職責の明確化、監督管理体制の強化等を目的として、2017 年 2 月 24 日、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 26 回会議において赤十字会法が改正された。改正法は、条数が旧法より 2 か条増えて全 30 か条となり、罰則規定の 1 章が新設された。改正法には、旧法に定める理事会に加えて監事会を設置し理事会の監督を行うこと、内部統制及び会計監査の制度を整備し、独立の第三者機関による監査結果を公開することなどが新たに盛り込まれた。赤十字のシンボル・名称の不正利用や赤十字会の名誉を毀損する行為等に対する罰則も明記された。施行日は、世界赤十字デーに因み、2017 年 5 月 8 日とされた。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-02/24/content_2008112.htm

【オーストラリア】生涯ゴールドパスに関する法改正

2017 年 2 月 22 日、連邦議会議員の退職後の恩典である「生涯ゴールドパス（Life Gold Pass）」について定めた 2002 年の法律を改正する法律（Parliamentary Entitlements Legislation Amendment Act 2017）が制定された。2002 年の法律は、議会の特権に対する批判を踏まえ、2012 年の改正（本誌 252-1 号（2012 年 7 月）pp.14-15 参照）により、恩典の対象が受給資格（＝一定の在職期間）を 2012 年の時点で満たす議員に限定され、将来的な廃止が見込まれていた。また、一般議員は年間 10 回（首相経験者は 40 回）まで、国内往復旅行を連邦政府の負担でできる恩典が与えられていたが、これも制定当初に比べて回数削減されていた。今回の改正も、同様の批判を踏まえ、①費用負担される旅行の年間回数を一般議員の場合は 5 回（首相経験者は 30 回）に削減する、②旅行目的に関して、従来の「営利目的でないこと」から、「私用ではなく公益のためであること」を求める、③従来は認められていた同伴の配偶者分の費用負担を認めない等の内容である。

（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00004>

【オーストラリア】食品の原産国表示に関する法改正

2017年2月22日、食品の原産国表示に関して、2010年競争及び消費者法を改正する法律（Competition and Consumer Amendment (Country of Origin) Act 2017）が制定された。従来、食品の生産又は加工に複数の国が関わった場合、生産・加工費用のうち50%以上が由来し、かつ、最終的に実質的な変更（substantial transformation）を行った国について、原産国（made in ～）として表示することができた。これに対して、今回の改正は、生産・加工費用に関する要件を廃止した。その目的は、要件の簡素化により、手続を簡略化して生産者の過度な負担を抑制するとともに、消費者に明快な情報を提供することである。具体的には、原料が輸入されたものであっても、最終生産物（食品）が原料と根本的に異なれば、その生産等を行った国が原産国となる。ただし、実質的な変更は、原料を切る若しくは容器に詰める、又は乾燥・濃縮した原料に水を加える等の加工は該当しない。

（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00005>

【オーストラリア】有害廃棄物の輸出入の規制に関する法律の改正

2017年2月22日、1989年有害廃棄物の輸出入の規制に関する法律を改正する2件の法律（Hazardous Waste (Regulation of Exports and Imports) Amendment Act 2017及びHazardous Waste (Regulation of Export and Imports) Levy Act 2017）が制定された。これらの法律は、①輸出入の認可に係るコストの完全な回収と有害廃棄物の発生の抑制を目的として、当該廃棄物の輸出入を対象とした租税を創設すること、②輸出入の規制の簡素化（例えば、輸出入の認可通知の掲載を官報から環境・エネルギー省サイトに切り替え、関係業者の情報入手に係る負担軽減と迅速な情報提供を図る。）等を内容とするものである。なお、2015-16年度において環境・エネルギー省の負担する認可関係コストは113万ドル（約9700万円）と見積もられており、そのうち103万ドル（約8900万円）が今回の改正により回収可能と判断されている。

（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00008>

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00009>

【タイ】新大学入試制度の導入

タイでは近年、大学入試の過熱化が進み、高校の授業を軽視する学生が目立つようになっていた。また、複数校を受験する学生の移動費や受験料負担の大きさも問題視されてきた。2017年2月20日に発表され、2018年度から導入予定の新制度では、以下の5つの入試方法が併設され、受験生はこれらの中から自らの適性或事情に合致したものを選択して受験出来るようになる。①筆記試験は課さず、内申点等の書類のみで選抜する。②書類選考に加え、各大学で筆記試験等を実施する。③受験生にあらかじめ4つの志望校を選択させた上で、全国一斉入試を実施し、その結果に基づき選抜する。④全国一斉入試の点数を受験生に通知した上で、改めて4つの志望校を選択させ、その点数に基づき選抜する。⑤各大学が独自に選抜する。これらの入試方法は上記の順で実施され、受験生は進学先が決まるまで、入試を受け続けることができる。ただし、一度入学許可を得たら、それを辞退しない限り、次の入試を受けることはできない。

（前・海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <http://www.bangkokpost.com/news/general/1201937/5-step-entry-exam-plan-for-universities>

【タイ】移民労働者居住区の設置を計画

タイでは、移民労働者が重要な労働力となっているが、これらの中には正式な許可を持たない不法移民が多く、その管理の必要性が指摘されてきた。政府は近年、不法移民の登録作業を進め、不法移民を合法化することにより、2020年までに不法移民を根絶することを目指してきた。2010年には、不法入国者に最大6年の就労許可を発給し、2016年にはその有効期限を2年延長した。しかし、煩雑な登録作業を忌避する移民は多く、現在も130万人以上が不法就労状態にあるとされる。そうした中、政府は移民労働者居住区の設置に関する労働省布告の策定を進めている。これは、就労許可を得た移民に住居や医療等のインセンティブを与えることで、移民の登録作業を進めようとするものである。これまでに公表されている計画では、全国76県中、5万人以上の移民労働者を有する13県において、移民労働者の居住地を国が指定し、居住施設を建設する。必要な資金は、移民労働者の雇用者から徴収する。年内の計画完了を予定している。(前・海外立法情報課・南波聖太郎)

・ <http://www.bangkokpost.com/archive/government-pushes-to-document-all-migrants/1195189>